

震災により被災された方について、65歳以上の方の介護保険料が減免になる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

【対象となる方】

65歳以上の方で、世帯主又は本人が地震等により住宅等について著しい損害（半壊以上）を受けられた方

【内容】

保険料の段階によって減免割合は異なります。

【手続きに必要なもの】

- ・ 介護保険料減免申請書
- ・ 罹災証明書（コピー可）
- ・ 印鑑

【問合せ先】

高齢介護課 0964-32-1406（直通）
 0964-32-1111（内線 1143～1147）